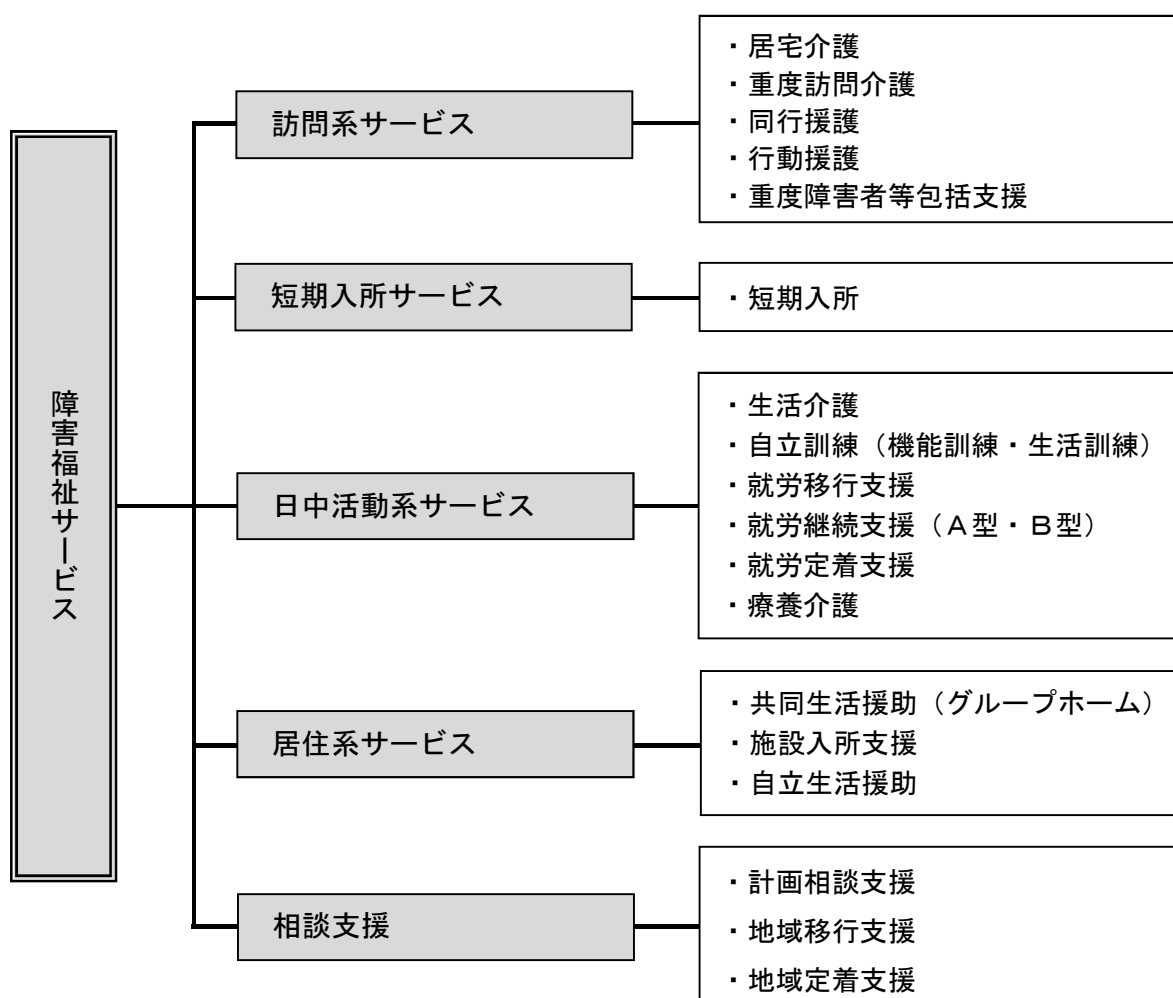


第6章 障害福祉サービス等の推進

1 障害福祉サービス

障害福祉サービスは、訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）、短期入所サービス、日中活動系サービス（生活介護、自立訓練〔機能訓練・生活訓練〕、就労移行支援、就労継続支援〔A型・B型〕、就労定着支援、療養介護）、居住系サービス（共同生活援助〔グループホーム〕、施設入所支援、自立生活援助）、相談支援（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援）から構成されています。このうち、就労定着支援と自立生活援助は、本計画期間より新たに加わったサービスです。

必要な人が必要なサービスを受けられるよう、サービスの利用見込みに合わせて、提供体制を整備します。



(1) 訪問系サービス

訪問系サービスについては、第4期計画期間中の利用の動向と、手帳所持者数の増加予測から、今後の利用は横ばいまたは増加傾向と予測して見込量を算出しています。サービスの種類と見込量の単位は以下のとおりです。

サービス種別	見込量の単位
1. 居宅介護 2. 重度訪問介護 3. 同行援護 4. 行動援護 5. 重度障害者等包括支援	月あたりの平均利用者数【人】 月あたりの利用時間総数【時間】

① 居宅介護

障害支援区分1以上の人に対し、居宅において入浴・排せつ・食事等の介護・調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談、助言その他の生活全般にかかる援助を行います。

項 目	単位	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度
身体障害のある人	人／月	104	104	104
	時間／月	3,788	3,788	3,788
知的障害のある人	人／月	34	35	35
	時間／月	341	351	351
障害のある児童	人／月	9	9	10
	時間／月	208	208	231
精神障害のある人	人／月	69	72	74
	時間／月	997	1,040	1,069
合 計	人／月	216	220	223
	時間／月	5,334	5,387	5,439

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由の人（障害のある児童を除く）、知的障害のある人や精神障害のある人に対して、居宅での生活全般にわたる介護のほか、外出の際における移動中の介護を総合的にを行います。

項 目	単位	2018年度 (平成 30 年度)	2019年度 (平成 31 年度)	2020年度
身体障害のある人	人／月	4	4	4
	時間／月	397	397	397
知的障害のある人	人／月	3	4	4
	時間／月	390	520	520
精神障害のある人	人／月	利用ニーズの把握に努め、今後のサービス実施を検討します。		
	時間／月			
合 計	人／月	7	8	8
	時間／月	787	917	917

③ 同行援護

視覚障害により移動が困難な人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、必要な援助を行います。

項 目	単位	2018年度 (平成 30 年度)	2019年度 (平成 31 年度)	2020年度
身体障害のある人	人／月	32	32	32
	時間／月	896	896	896
障害のある児童	人／月	利用ニーズの把握に努め、今後のサービス実施を検討します。		
	時間／月			
合 計	人／月	32	32	32
	時間／月	896	896	896

④ 行動援護

知的障害または精神障害によって行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時の移動支援を行います。

項 目	単位	2018年度 (平成 30 年度)	2019年度 (平成 31 年度)	2020年度
知的障害のある人	人／月	14	15	15
	時間／月	593	635	635
障害のある児童	人／月	利用ニーズの把握に努め、今後のサービス実施を検討します。		
	時間／月			
精神障害のある人	人／月	利用ニーズの把握に努め、今後のサービス実施を検討します。		
	時間／月			
合 計	人／月	14	15	15
	時間／月	593	635	635

⑤ 重度障害者等包括支援

常時介護の必要性が著しく高い人に対して、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

項 目	単位	2018年度 (平成 30 年度)	2019年度 (平成 31 年度)	2020年度
3障害及び障害のある 児童 合計	人／月	利用ニーズの把握に努め、今後のサービス実施を検討します。		
	時間／月			

■訪問系サービスの見込量確保の方策

訪問系サービスは、日常生活を営むのに支障がある障害のある人の居宅生活を支えるのに大変重要なサービスです。そのため、入所施設や精神科病院からの地域移行を見据えて、受け皿となる事業所の拡大を図るため、多様な事業所の参入を働きかけるとともに、サービスに関する情報提供に努め、利用者本位のサービス提供を推進できるよう、サービス量の確保に努めます。

(2) 短期入所サービス

第4期計画期間中の利用の動向と、手帳所持者数の増加予測から、今後の利用は増加傾向と予測して見込量を算出しています。団体調査等で利用ニーズの高いサービスであることが示されていたため、第4期計画の実績にやや上乗せした見込量を設定しています。

サービス種別	見込量の単位
○短期入所	月あたりの平均利用者数【人】 月あたりの平均利用(宿泊)日数の総数【人日】

項 目	単位	2018年度 (平成 30 年度)	2019年度 (平成 31 年度)	2020年度
身体障害のある人	人／月	25	25	25
	人日／月	221	221	221
知的障害のある人	人／月	42	43	44
	人日／月	300	307	314
障害のある児童	人／月	4	5	5
	人日／月	21	27	27
精神障害のある人	人／月	1	1	1
	人日／月	2	2	2
合 計	人／月	72	74	75
	人日／月	544	557	564

■短期入所サービスの見込量確保の方策

短期入所サービスについては、特にニーズが高くなっており、優先的な整備が必要なサービスとしてサービス提供事業所の拡大に努めます。また、団体調査で指摘されていた緊急時の利用や、地域生活移行のための宿泊訓練的な利用についても、サービス提供事業所との連携により、対応可能な範囲の拡大に努めます。

(3) 日中活動系サービス

日中活動系サービスについては、第4期計画期間中の利用の動向と、手帳所持者数の増加予測から見込量を算出したうえで、入所施設や精神科病院からの地域移行の促進に伴う利用の増加を見込んで、見込量を設定しています。

サービス種別	見込量の単位
1. 生活介護 2. 自立訓練(機能訓練・生活訓練) 3. 就労移行支援 4. 就労継続支援(A型) 5. 就労継続支援(B型)	月あたりの平均利用者数【人】 月あたりの平均利用日数の総数【人日】
6. 就労定着支援 7. 療養介護	月あたりの平均利用者数【人】

① 生活介護

常時介護を必要とする人に対して、施設等で入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

項 目	単位	2018年度 (平成 30 年度)	2019年度 (平成 31 年度)	2020年度
身体障害のある人	人／月	106	106	106
	人日／月	2,001	2,001	2,001
知的障害のある人	人／月	201	205	209
	人日／月	4,033	4,114	4,194
精神障害のある人	人／月	2	2	2
	人日／月	20	20	20
合 計	人／月	309	313	317
	人日／月	6,054	6,135	6,215

② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

主に入所施設・病院を退所・退院した人が、地域生活への移行などを図るうえで自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

項 目	単位	2018年度 (平成 30 年度)	2019年度 (平成 31 年度)	2020年度
身体障害のある人	人／月	2	2	2
	人日／月	26	26	26
知的障害のある人	人／月	4	4	4
	人日／月	75	75	75
精神障害のある人	人／月	5	5	6
	人日／月	118	118	142
合 計	人／月	11	11	12
	人日／月	219	219	243

③ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に対して、一定期間における生産活動やその他の活動機会の確保と提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

就労移行支援の利用者数増加の目標を達成できるよう、見込量を設定しています。

項 目	単位	2018年度 (平成 30 年度)	2019年度 (平成 31 年度)	2020年度
身体障害のある人	人／月	3	3	3
	人日／月	61	61	61
知的障害のある人	人／月	17	18	19
	人日／月	317	336	354
精神障害のある人	人／月	18	19	20
	人日／月	298	314	331
合 計	人／月	38	40	42
	人日／月	676	711	746

④ 就労継続支援（A型）

一般企業等に就労することが困難な人であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の障害のある人に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力の向上を図るなどの支援を行います。

項 目	単位	2018年度 (平成 30 年度)	2019年度 (平成 31 年度)	2020年度
身体障害のある人	人／月	17	17	17
	人日／月	350	350	350
知的障害のある人	人／月	23	23	24
	人日／月	464	464	484
精神障害のある人	人／月	30	31	32
	人日／月	523	541	558
合 計	人／月	70	71	73
	人日／月	1,337	1,355	1,392

⑤ 就労継続支援（B型）

一般企業などでの就労経験があり、年齢や体力の面で雇用されることが困難な人や、就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人等に、一定の賃金水準（平均工賃月 3 千円以上）に基づく働く場を提供するとともに、雇用形態への移行に必要な知識及び能力を習得するための訓練を行います。

項 目	単位	2018年度 (平成 30 年度)	2019年度 (平成 31 年度)	2020年度
身体障害のある人	人／月	18	18	18
	人日／月	334	334	334
知的障害のある人	人／月	71	72	74
	人日／月	1,342	1,361	1,398
精神障害のある人	人／月	34	35	36
	人日／月	441	454	467
合 計	人／月	123	125	128
	人日／月	2,117	2,149	2,199

⑥ 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した障害のある人について、就労に伴う環境変化による生活面での課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたって行います。一般就労移行者数の目標を踏まえて見込量を設定しています。

項 目	単位	2018年度 (平成 30 年度)	2019年度 (平成 31 年度)	2020年度
身体障害のある人	人／月	2	3	3
知的障害のある人	人／月	6	10	12
精神障害のある人	人／月	8	11	13
合 計	人／月	16	24	28

⑦ 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。

項 目	単位	2018年度 (平成 30 年度)	2019年度 (平成 31 年度)	2020年度
合 計	人／月	20	20	20

■日中活動系サービスの見込量確保の方策

日中活動系サービスでは、可能な限り利用者にとって身近な地域で日中活動の場を確保できるよう、サービス提供事業所の適正な配置に向け、大阪府や近隣市並びに事業者との調整に努めながら、サービス提供体制を確立していきます。また、就労機会の拡充に向け、地域自立支援推進会議を軸に、事業者や大阪府をはじめ、企業、関係各課等と連携しながら、就労支援の強化に努めます。

就労継続支援（A型）等、本市だけのサービス量の確保が困難なサービスについては、障害保健福祉圏域にあたる近隣市と連携しながら、広域的な連携のもとで対応し、サービス量の確保に努めます。

(4) 居住系サービス

居住系サービスについては、第4期計画期間中の利用の動向と、手帳所持者数の増加予測から見込量を算出したうえで、入所施設や精神科病院からの地域移行の促進に伴う利用の増加を見込んで、見込量を設定しています。

サービス種別	見込量の単位
1. 共同生活援助(グループホーム) 2. 施設入所支援 3. 自立生活援助	月あたりの平均利用者数【人】

① 共同生活援助（グループホーム）

主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴・排せつ及び食事などの介護、調理・洗濯及び掃除などの家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡、その他の必要な日常生活上の世話をを行います。

項 目	単位	2018年度 (平成 30 年度)	2019年度 (平成 31 年度)	2020年度
身体障害のある人	人／月	23	23	23
知的障害のある人	人／月	89	91	93
精神障害のある人	人／月	7	7	8
合 計	人／月	119	121	124

② 施設入所支援

生活介護を受けている障害支援区分4（50歳以上の場合は区分3）以上の人、あるいは自立訓練または就労移行支援を受けている人で入所しながら訓練などを実施することが必要かつ効果的であると認められている人、通所によって訓練などを受けることが困難な人等を対象に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

施設入所者数の削減目標を達成できるよう、見込量を設定しています。

項 目	単位	2018年度 (平成 30 年度)	2019年度 (平成 31 年度)	2020年度
身体障害のある人	人／月	28	28	28
知的障害のある人	人／月	40	40	40
精神障害のある人	人／月	1	1	1
合 計	人／月	69	69	69

③ 自立生活援助

障害者支援施設や共同生活援助（グループホーム）等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害のある人や精神障害のある人等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、生活力向上の支援を行います。

項 目	単位	2018年度 (平成 30 年度)	2019年度 (平成 31 年度)	2020年度
身体障害のある人	人／月	0	0	0
知的障害のある人	人／月	1	1	1
精神障害のある人	人／月	1	1	1
合 計	人／月	2	2	2

■居住系サービスの見込量確保の方策

共同生活援助（グループホーム）については、入所施設や精神科病院からの地域移行をすすめるうえで、地域における生活の場として必要不可欠のサービスであるという認識のもと、重点的に整備をすすめます。大阪府並びに近隣市とも十分に連携を図りながら、共同生活援助（グループホーム）が地域での自立をすすめる場であり、社会生活能力を高める訓練の場としての機能を有することを周知するとともに、新規事業者の参入促進等により、サービス量の確保に努めます。また、重度身体障害のある人の共同生活援助（グループホーム）については、これらの利用が社会的リハビリテーションの場としての機能を有することについて理解を深めるための啓発に努めます。

施設入所については、基本的には利用者を削減する方向で取り組みますが、障害のある人の生活の場の確保の観点から、入所者の状況や地域の実情を十分に検討したうえで、今後の取り組みについて検討します。

(5) 相談支援

計画相談支援については、障害福祉サービス利用者全員が、サービス等利用計画等の作成が必要となっていることを考慮し、2017（平成 29）年度までのサービス利用者全員が利用できることを想定して、見込量を設定しています。

また、地域移行支援・地域定着支援については、第 4 期計画期間中の利用実績と、入所施設や精神科病院からの地域移行の促進に伴う利用の増加予測に基づいて、見込量を設定しています。

サービス種別	見込量の単位
1. 計画相談支援 2. 地域移行支援 3. 地域定着支援	月あたりの平均利用者数【人】

① 計画相談支援

障害福祉サービスを利用するすべての障害のある人や障害のある児童を対象に、支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

2017（平成 29）年度の実績から、利用者一人あたりのモニタリング回数を算出し、障害福祉サービス利用者全員が毎年同程度の利用をすると想定して、見込量を算出しています。

項 目	単位	2018年度 (平成 30 年度)	2019年度 (平成 31 年度)	2020年度
身体障害のある人	人／月	35	35	35
知的障害のある人	人／月	62	63	64
障害のある児童	人／月	7	7	8
精神障害のある人	人／月	26	27	28
合 計	人／月	130	132	135

② 地域移行支援・地域定着支援

地域移行支援は、障害者支援施設等に入所している障害のある人または精神科病院に入院している精神障害のある人を対象に、地域生活に移行するための相談や住居の確保、その他必要な便宜を提供します。

地域定着支援は、施設や病院から地域生活へ移行した障害のある人や一人暮らしへと移行した障害のある人等が、安定的に地域生活を営めるよう、常時の連絡体制を確保し、障害特性に起因して生じる緊急の事態等が起きた場合に、相談等の必要な便宜を提供します。

項 目		単 位	2018年度 (平成 30 年度)	2019年度 (平成 31 年度)	2020年度
地域移行支援	身体障害のある人	人／月	1	1	1
	知的障害のある人	人／月	1	1	1
	精神障害のある人	人／月	1	1	1
	合 計	人／月	3	3	3
地域定着支援	身体障害のある人	人／月	1	1	1
	知的障害のある人	人／月	1	1	1
	精神障害のある人	人／月	1	1	1
	合 計	人／月	3	3	3

■相談支援の見込量確保の方策

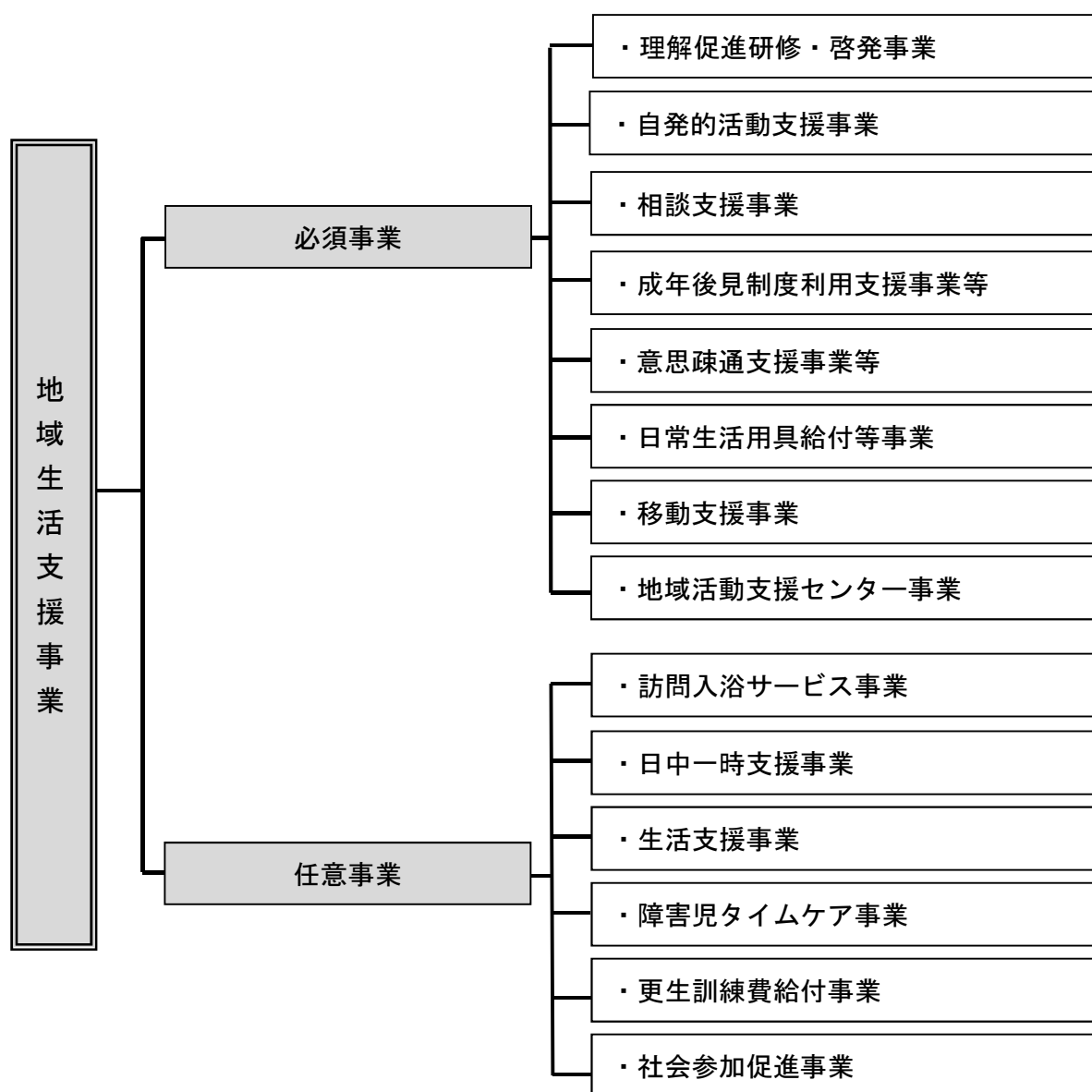
利用者の意向や心身の状況等を踏まえ、一人ひとりに応じたサービス利用計画等の作成を円滑に行えるよう、相談支援専門員の育成や、サービス提供事業所の新規参入を促します。

また、地域自立支援推進会議との連携により、質・量ともに充実したサービス提供に努め、見込量の確保に努めます。

2 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて、効率的・効果的な実施が求められる事業です。そのため、市町村は国の定める範囲において、創意工夫を凝らした柔軟な事業を実施することが可能となっています。

地域生活支援事業は、必須事業と任意事業に分かれています。必須事業は、相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業等、基本的にすべての市町村で実施が義務づけられている事業です。任意事業は市町村ごとに実施する内容が異なる事業であり、本市では訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業、生活支援事業、障害児タイムケア事業、更生訓練費給付事業、社会参加促進事業を実施しています。



(1) 必須事業

地域生活支援事業の各サービスについては、基本的に第4期計画期間中の実績と、障害のある人の増加傾向、及び事業実施の計画に基づいて、見込量を設定しています。

サービス種別	見込量の単位
1. 理解促進研修・啓発事業	実施の有無
2. 自発的活動支援事業	実施の有無
3. 相談支援事業 ○障害者相談支援事業 ○基幹相談支援センター ○基幹相談支援センター等機能強化事業 ○住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	年間の実施箇所数及び実施の有無
4. 成年後見制度利用支援事業 成年後見制度法人後見支援事業	年間の利用者数【人】 実施の有無
5. 意思疎通支援事業等 ○手話通訳者派遣事業 ○要約筆記者派遣事業 ○手話通訳者設置事業 ○手話奉仕員養成研修事業	手話通訳、要約筆記の年間の利用件数【件】及び 利用時間数(移動時間を除く。)(【時間】) 手話通訳者の設置人数【人】 年間養成講習修了者数【人】
6. 日常生活用具給付等事業	日常生活用具の種類ごとの年間の給付件数【件】
7. 移動支援事業	年間の利用者数【人】 年間の利用時間数【時間】
8. 地域活動支援センター事業	年間の実施箇所数【箇所】 年間の利用者数【人】

① 理解促進研修・啓発事業

障害のある人が地域で安心して生活するための環境整備として、地域社会における障害者の理解促進及び共生社会の実現に向けた啓発事業を推進します。

項 目	単位	2018年度 (平成 30 年度)	2019年度 (平成 31 年度)	2020年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

② 自発的活動支援事業

障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人またはその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。

項 目	単位	2018年度 (平成 30 年度)	2019年度 (平成 31 年度)	2020年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有

③ 相談支援事業

相談支援事業は相談、情報提供、虐待防止、権利擁護のために必要な援助等を行う事業であり、障害者相談支援事業、基幹相談支援センター、基幹相談支援センター等機能強化事業、住宅入居等支援事業（居住サポート事業）があります。

障害者相談支援事業は、障害のある人等の福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報提供や助言等を行うとともに、虐待の防止や早期発見に向けた関係機関との連絡調整や、障害のある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。

基幹相談支援センターは、総合的な相談や成年後見制度利用支援事業を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担うとともに、地域生活支援拠点等の面的整備のうえで連携の拠点となります。

基幹相談支援センター等機能強化事業は、相談支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、一般的な相談支援事業に加え、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門的な職員を配置し、相談支援機能の強化を図ります。

住宅入居等支援事業（居住サポート事業）は、賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居にあたって、保証人がいない等の理由により入居が困難で支援が必要な障害のある人について、入居に必要な調整に関する支援や、家主等への相談・助言などを行い、障害のある人の地域生活の支援を行います。

項 目	単位	2018年度 (平成 30 年度)	2019年度 (平成 31 年度)	2020年度
相談支援事業				
障害者相談支援事業	箇所	4	4	4
基幹相談支援センター	実施の有無	無	有	有
基幹相談支援センター等 機能強化事業		有	有	有
住宅入居等支援事業		有	有	有

④ 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる人に対し、成年後見制度の利用の支援に向け、関係施設等と連携し、普及啓発を行います。

項 目	単位	2018年度 (平成 30 年度)	2019年度 (平成 31 年度)	2020年度
成年後見制度利用支援事業	人／年	5	5	5
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有

⑤ 意思疎通支援事業等

聴覚、言語・音声機能等の障害のため意思の伝達に支援が必要な人について、手話通訳者や要約筆記者の派遣、手話通訳者の配置、手話奉仕員の養成を行います。

項 目	単位	2018年度 (平成 30 年度)	2019年度 (平成 31 年度)	2020年度
手話通訳者派遣事業	件／年	520	520	520
	時間／年	910	910	910
要約筆記者派遣事業	件／年	50	50	50
	時間／年	100	100	100
手話通訳者設置事業	人／年	2	3	3
手話奉仕員養成研修事業	人／年	40	40	40

⑥ 日常生活用具給付等事業

日常生活を営むのに支障のある重度の障害のある人に対し、日常生活上の便宜を図るための用具等を給付します。事業の実施にあたっては、府内市町村と歩調を合わせて、低所得者への軽減措置を含めた利用者負担額の上限額の設定等を引き続き実施します。

項 目	単位	2018年度 (平成 30 年度)	2019年度 (平成 31 年度)	2020年度
介護・訓練支援用具	件／年	13	13	13
自立生活支援用具	件／年	67	67	68
在宅療養等支援用具	件／年	21	22	22
情報・意思疎通支援用具	件／年	41	42	42
排泄管理支援用具	件／年	3,417	3,429	3,441
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件／年	7	7	7

⑦ 移動支援事業

障害のある人が円滑に外出することができるよう、移動支援を実施し、地域における自立した生活や余暇活動等への社会参加を促進します。近年、利用者数及び利用時間については、他のサービスへの移行等で減少傾向にありますが、新たな利用ニーズを踏まえ、若干の増加を見込んでいます。実施にあたっては、府内市町村と歩調を合わせて、低所得者への軽減措置を含めた利用者負担額の上限額の設定等を引き続き実施します。

また、施設入所者の帰宅時における利用等、新たなニーズへの対応とともに、利用実態の把握に努め、利用内容の適正化に取り組みます。

項 目	単位	2018年度 (平成 30 年度)	2019年度 (平成 31 年度)	2020年度
身体障害のある人	人／年	61	61	61
	時間／年	15,316	15,316	15,316
知的障害のある人	人／年	162	162	162
	時間／年	45,987	45,987	45,987
障害のある児童	人／年	32	32	32
	時間／年	18,855	18,855	18,855
精神障害のある人	人／年	19	19	20
	時間／年	2,307	2,307	2,429
合 計	人／年	274	274	275
	時間／年	82,465	82,465	82,587

⑧ 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターにおいて、障害のある人に創作的活動または生産活動等の機会を提供し、地域生活支援の促進を図ります。

項 目	単位	2018年度 (平成 30 年度)	2019年度 (平成 31 年度)	2020年度
地域活動支援センター	箇所	3	3	3
	人／年	70	70	70

■地域生活支援事業（必須事業）における見込量の確保の方策

地域生活支援事業は、今後もサービスの質が低下することのないよう、人材の確保や研修会等の積極的な実施に努めます。

また、地域生活や社会参加の観点からサービス利用の促進を図るため、多様な事業者の参入とサービスの種類や内容に関する情報提供に努め、障害のある人の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供に努めます。

(2) 任意事業

第4期計画に引き続き、任意事業として下記の事業を実施します。サービスの質・量ともに低下させないこと、障害児タイムケア事業を除き、継続的に事業を推進することを基本として見込量を設定しています。

サービス種別	見込量の単位
1. 訪問入浴サービス事業 2. 日中一時支援事業 3. 生活支援事業 4. 障害児タイムケア事業 5. 更生訓練費給付事業 6. 社会参加促進事業	年間の利用回数及び実施の有無

① 訪問入浴サービス事業

地域における身体障害のある人の生活を支援するため、居宅に訪問し、入浴サービスを提供します。

項 目	単位	2018年度 (平成 30 年度)	2019年度 (平成 31 年度)	2020年度
訪問入浴サービス事業	人／年	10	10	10
	回／年	500	500	500

② 日中一時支援事業

日中における活動の場の確保及び親の就労支援や家族の一時的な休息等を支援します。

項 目	単位	2018年度 (平成 30 年度)	2019年度 (平成 31 年度)	2020年度
日中一時支援事業	人／年	6	6	6
	回／年	181	181	181

③ 生活支援事業

日常生活上必要となる訓練や指導等を行うほか、入浴サービスや健康相談等も実施することで日常生活を支援します。

項 目	単位	2018年度 (平成 30 年度)	2019年度 (平成 31 年度)	2020年度
生活支援事業	人／年	11	11	11
	回／年	862	862	862

④ 障害児タイムケア事業

障害のある児童を対象として、保護者が就労・病気等の理由により不在、または家庭で介護できない場合に、その児童の活動の場を提供する事業ですが、利用者の放課後等デイサービスへの移行がすすんでおり、利用ニーズの状況を踏まえ、事業の廃止も含めて検討を行います。

⑤ 更生訓練費給付事業

更生訓練費の支給により、就職等により自立する人の社会復帰を促進します。

項 目	2018年度 (平成 30 年度)	2019年度 (平成 31 年度)	2020年度
更生訓練費給付事業	継続	継続	継続

⑥ 社会参加促進事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害のある人の体力増進や交流を図るべく、障害者スポーツを普及するために教室等を開催することをはじめ、点訳・音訳等の方法による情報の提供、自動車改造にかかる経費の一部を助成するなど、今後も継続して、各サービスを実施することにより、障害のある人への支援と社会参加を促進します。

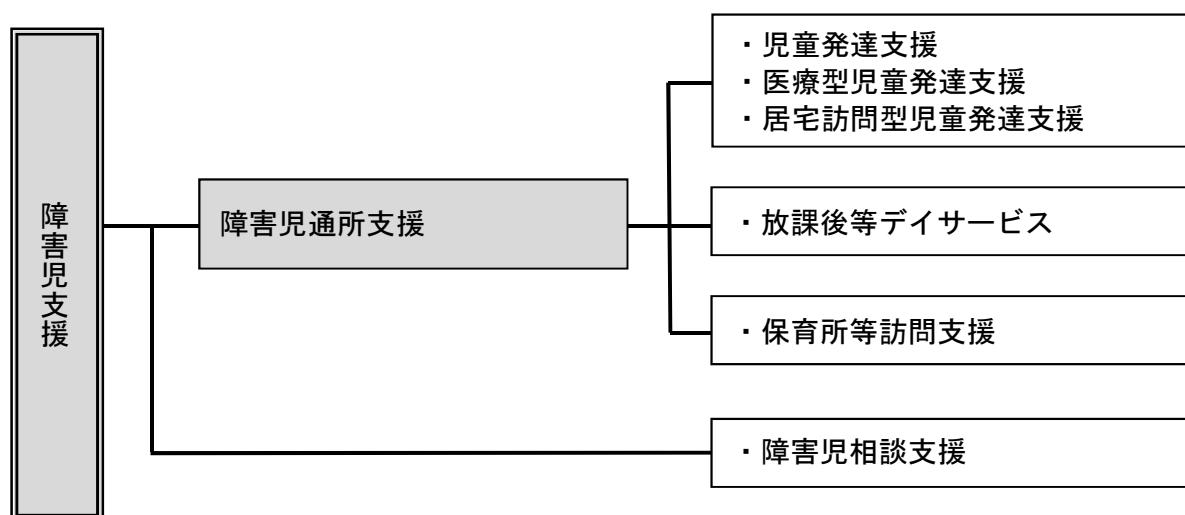
項 目	2018年度 (平成 30 年度)	2019年度 (平成 31 年度)	2020年度
社会参加促進事業	継続	継続	継続

■地域生活支援事業（任意事業）における見込量の確保の方策

地域生活支援事業の任意事業は、今後もサービスの質が低下することのないよう、障害児タイムケア事業を除き、持続・継続的に事業の推進を図ります。また、障害のある人の地域生活や社会参加の観点からサービス利用の促進を図るため、多様な事業者の参入とサービスの種類や内容に関する情報提供に努め、障害のある人の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供に努めます。

3 障害児支援

障害児支援サービスは、児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援が含まれる障害児通所支援と、障害児相談支援で構成されています。制度改正により、2012（平成 24）年度から根拠法が児童福祉法に一本化され、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援が新設されるとともに、2018（平成 30）年度から新たに居宅訪問型児童発達支援のサービスが始まります。



（１）障害児通所支援

見込量の算出にあたっては、第４期計画期間中の利用の動向と、支援を必要とする児童の増加傾向から見込量を算出しています。

サービス種別	見込量の単位
1. 児童発達支援 2. 医療型児童発達支援 3. 放課後等デイサービス	月あたりの平均利用者数【人】 月あたりの平均利用日数総数【人日】
4. 居宅訪問型児童発達支援 5. 保育所等訪問支援	月あたりの平均利用回数【回】

① 児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援

●児童発達支援

障害のある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などを行います。

●医療型児童発達支援

障害のある児童を対象に、児童発達支援に加え、治療を行います。

●居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等のある児童で、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な場合に、障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。

項 目	単位	2018年度 (平成 30 年度)	2019年度 (平成 31 年度)	2020年度
児童発達支援	人／月	75	80	86
	人日／月	975	1,040	1,118
医療型児童発達支援	人／月	利用ニーズの把握に努め、今後のサービス実施を検討します。		
	人日／月			
居宅訪問型児童発達支援	回／月	45	45	45

② 放課後等デイサービス

在学中の障害のある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障害のある児童の放課後等の居場所を提供します。

項 目	単位	2018年度 (平成 30 年度)	2019年度 (平成 31 年度)	2020年度
放課後等デイサービス	人／月	187	201	214
	人日／月	2,876	3,091	3,291

③ 保育所等訪問支援

保育所等を現在利用中の障害のある児童、または今後利用する予定の障害のある児童が、保育所等における集団生活への適応のために専門的な支援を必要とする場合、その本人や当該施設のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。

項 目	単位	2018年度 (平成 30 年度)	2019年度 (平成 31 年度)	2020年度
保育所等訪問支援	回／月	19	20	22

■障害児通所支援における見込量の確保の方策

児童発達支援では、市町村が支給決定を行い、費用を支弁することとなります。そのため、円滑に事業を運営できるよう、庁内体制の整備や関係機関、サービス提供事業者と連携し、実施体制の充実を図ります。

2012（平成 24）年度より新たに障害児通所支援に位置づけられた放課後等デイサービス、保育所等訪問支援については、前期計画期間中の大幅な利用の伸びも考慮したうえで、関係機関やサービス提供事業者と連携し、実施体制の確保を図ります。

（２）障害児相談支援

障害児通所支援を利用するすべての障害のある児童を対象に、支給決定または支給決定の変更前に、障害児支援利用計画案を作成します。2012（平成24）年度の制度改正により、障害児通所支援の利用者全員に、障害児支援利用計画等の作成が求められています。そのため、障害児通所支援利用者全員に相談支援が実施できることを前提に、見込量を設定しています。

サービス種別	見込量の単位
1. 障害児相談支援	月あたりの平均利用者数【人】

項 目	単位	2018年度 (平成 30 年度)	2019年度 (平成 31 年度)	2020年度
障害児相談支援	人／月	49	53	57

■障害児相談支援における見込量の確保の方策

障害児相談支援では、障害のある児童一人ひとりに応じたケアマネジメントの仕組みづくりをすすめるとともに、サービス提供事業所と連携し、ニーズに対応できる体制整備を図ります。

ケアマネジメント

援助を必要とする人に対し、相談支援専門員が中心となってケア計画を作成し、保健・医療・福祉などさまざまな社会資源を活用した適切な支援を、総合的かつ効率的に提供することです。

(3) 子ども・子育て支援等

障害の有無に関わらず児童が共に成長できるよう、障害のある児童の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備が求められています。本計画と「はびきのこども夢プラン（羽曳野市子ども・子育て支援事業計画、羽曳野市次世代育成支援行動計画、羽曳野市母子保健計画）」との調和を保ちつつ、障害のある児童の支援体制の整備において子育て支援施策との緊密な連携を図ります。

現状では、障害のある児童のみの子ども・子育て支援等の利用量を見積もることが困難であるため、「はびきのこども夢プラン」に掲載した利用見込み（全児童）を掲載します。なお、「はびきのこども夢プラン」の計画期間が2015（平成27）年度～2019（平成31）年度のため、2019（平成31）年度までの記載となっています。

サービス種別	見込量の単位
1. 幼稚園・認定こども園	利用者数(人)
2. 認定こども園・保育所	
3. 時間外保育事業(延長保育)	
4. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	
5. 地域子育て支援拠点事業	利用数(人回)
6. 幼稚園での預かり保育	利用数(人日)
7. その他の一時預かり	
8. 乳児家庭全戸訪問事業	利用者数(人)
9. 養育支援訪問事業	

項 目		単位	2018年度 (平成 30 年度)	2019年度 (平成 31 年度)
幼稚園・認定こども園	1号・2号	人	1,097	1,029
認定こども園・保育所	2号 3～5歳	人	1,112	1,098
	3号 0歳	人	104	102
	3号 1～2歳	人	620	613
時間外保育事業(延長保育)		人	425	421
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	低学年	人	668	648
	高学年	人	165	166
地域子育て支援拠点事業		人回	27,371	26,647
幼稚園での預かり保育		人日	5,276	4,949
その他の一時預かり		人日	8,078	8,170
乳児家庭全戸訪問事業		人	765	770
養育支援訪問事業		人	10	10

■子ども・子育て支援等における見込量の確保の方策

今後、サービス種類ごとの障害のある児童の利用ニーズの把握に努め、全体の利用見込みにおける障害のある児童の利用見込みの算出と、それに対応した支援体制の整備に取り組めます。

1号・2号・3号

子ども・子育て支援法では、教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられ、これに従って施設型給付等が行われます。1号認定子どもとは満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの、2号認定子どもとは満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働または疾病等により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの、3号認定子どもとは満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働または疾病等により家庭において必要な保育を受けることが困難であるものをいいます。